

県立特別支援学校の整備に関する計画【骨子】

平成20年 1月30日
福岡県教育委員会

本県の特別支援学校における課題、①知的障害養護学校在籍児童生徒数の増加及び高等部への進学ニーズの増大、②障害の重度・重複化、③盲学校・聾学校・病弱養護学校の小規模化などに対応した県立特別支援学校の具体的な整備の方策を示すため、「県立特別支援学校の整備に関する計画」を策定する。

「今後の県立特別支援学校整備に係る基本的な方針について」（平成19年3月20日福岡県教育委員会策定）で示された整備の基本的方策、すなわち、

- (1) 知的障害の児童生徒の適切な受入体制の整備
- (2) 肢体不自由教育の場の整備
- (3) 盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応
- (4) 本校及び分校の関係整理
- (5) 特別支援教育のセンター的機能の充実

について、各障害種別の専門的教育の維持・向上を基本としつつ、複数の障害種別を対象とする特別支援学校制度や、既存の施設設備の効果的な活用、幼児児童生徒数の将来的な推移等を踏まえ、段階的に整備を実施するもの、及び、それら整備策を踏まえ実施の必要性及び時期を判断するものの二つについて、次のとおり実施する。

1 段階的に整備を実施するもの

【 】内は障害種別及び設置する部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）

① 新設特別支援学校（仮称）

【知的障害：小・中・高 肢体不自由：小・中・高】

【平成24年度開校 設置場所：福岡都市圏南部】

知的障害及び肢体不自由に対応した特別支援学校を新設する。

- ・知的障害の児童生徒の適切な受入体制の整備（高等部設置）
- ・肢体不自由教育の場の整備

② 福岡養護学校・同新光園分校 → (新)福岡養護学校(仮称)

【肢体不自由：小・中・高】 【肢体不自由：小・中】 【肢体不自由：小・中・高】

【平成23年度開校 設置場所：現福岡養護学校・同新光園分校】

福岡養護学校と同新光園分校を一体的に整備する。

- ・本校及び分校の関係整理

③ 北筑前養護学校・古賀養護学校 → 北筑前特別支援学校(仮称)

【知的障害：小・中】 【病弱：小・中】 【知的障害：小・中・高】
【病弱：小・中】

【平成22年度開校 設置場所：小・中学部は現北筑前養護学校 高等部は現古賀養護学校】

知的障害高等部を新設し、知的障害及び病弱に対応した特別支援学校として整備する。

- ・知的障害の児童生徒の適切な受入体制の整備（高等部設置）
- ・盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応

- ④ 直方養護学校・直方聾学校 → 直方特別支援学校(仮称)
 【知的障害：小・中・高】 【聴覚障害：幼・小・中】 【聴覚障害： 幼・小・中】
 【知的障害： 小・中・高】
 【肢体不自由： 小・中・高】

[平成27年度開校 設置場所：現直方養護学校]

聴覚障害、知的障害及び肢体不自由に対応した特別支援学校として整備する。

- ・肢体不自由教育の場の整備
- ・盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応

- ⑤ 築城養護学校 → 築城特別支援学校(仮称)
 【知的障害：小・中】 【知的障害： 小・中・高】
 【肢体不自由：小・中・高】

[平成22年度開校 設置場所：現築城養護学校]

知的障害高等部を新設し、知的障害と肢体不自由に対応した特別支援学校として整備する。

- ・知的障害の児童生徒の適切な受入体制の整備（高等部設置）
- ・肢体不自由教育の場の整備

- ⑥ 柳河盲学校・筑後養護学校赤坂分校 → 柳河特別支援学校(仮称)
 【視覚障害：幼・小・中】 【病弱：小・中・高】 【視覚障害：幼・小・中】
 (大牟田分教室) 【肢体不自由： 小・中・高】
 【病弱： 小・中・高】

[平成22年度開校 設置場所：現柳河盲学校（大牟田分教室）]

視覚障害、肢体不自由及び病弱に対応した特別支援学校として整備する。

- ・肢体不自由教育の場の整備
- ・盲学校、聾学校、病弱養護学校の小規模化への対応
- ・本校及び分校の関係整理

⑦ 特別支援学校群（仮称）の構築

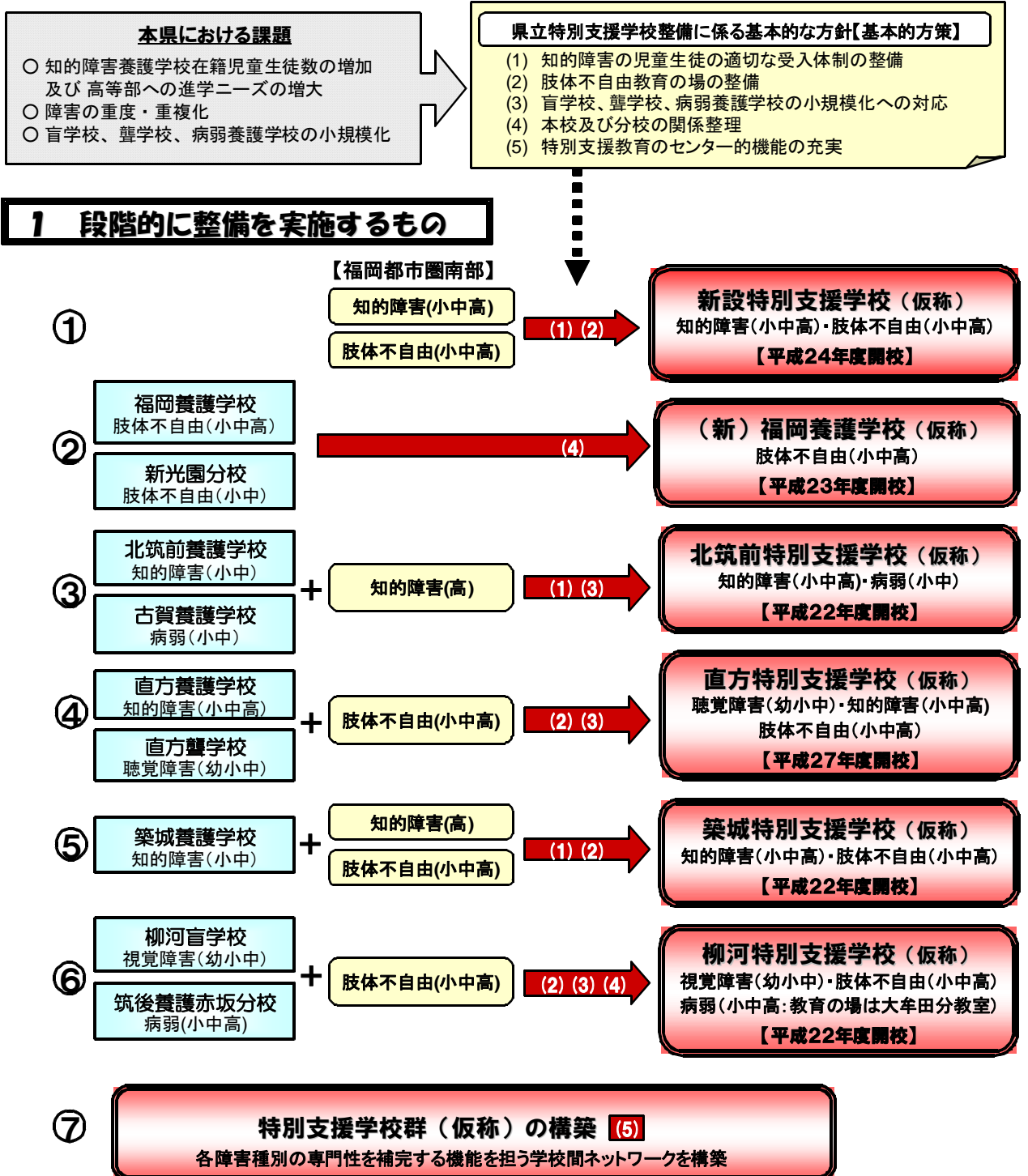
各障害種別の専門性を補完する機能を担う学校間ネットワーク「特別支援学校群（仮称）」を構築する。

- ・特別支援教育のセンター的機能の充実

2 上記整備策を踏まえ実施の必要性及び時期を判断するもの

- ① 知的障害特別支援学校高等部への志願状況の変化等を踏まえた上で、未設置校への高等部設置の検討
- ② 肢体不自由教育の場への就学状況や関連福祉施設の動向等を踏まえ、肢体不自由教育の場の整備の検討
- ③ 盲学校及び聾学校の小規模化に対応するため、地域のニーズ、幼児児童生徒の実態、施設設備の状況等を踏まえ、他の障害種別との併置等の検討

県立特別支援学校の整備に関する計画について



2 上記整備策を踏まえ実施の必要性及び時期を判断するもの

- ① 知的障害特別支援学校(高等部未設置校)への高等部設置の検討
- ② 肢体不自由教育の場の整備の検討
- ③ 盲学校、聾学校の小規模化に対応するため、他の障害種別との併置等の検討